

公益財団法人岩手県南技術研究センター謝金支給規程

平成 25 年 6 月 3 日 規程第 12 号
改正

平成 30 年 3 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岩手県南技術研究センター（以下「センター」という。）の事業遂行のため、部外者に用務を依頼した場合の謝金の支給に関する事項を定めたものである。

(謝金の種類)

第 2 条 謝金の種類は次のとおりとする。

- (1) 講師謝金 講習、講演、指導等に対する謝礼
- (2) 委員手当 委員会の出席に対する謝礼

(謝金単価)

第 3 条 謝金の単価は以下のとおりとする。

- (1) 講師謝金 別表による。
- (2) この基準によりがたいものについては、講師の経歴・依頼内容等考慮の上で、適宜調整した額を支給することができる。
- (3) 委員手当 1 回の委員会につき 4,000 円とする。

(謝金及び旅費の算出方法)

第 4 条 講師謝金の算出方法は次のとおりとする。

(用務時間+旅行時間×0.2) × 謝金単価

- 2 用務時間とは現に依頼した用務を遂行している時間を言い、旅行時間とは用務の依頼を受けた者がその勤務地または住居地との往復に要する時間をいう。
- 3 第 1 項により算出された金額に 100 円未満の端数が生じたときは 100 円単位で切り上げるものとする。
- 4 センターの依頼により旅行する場合は、別に定める「旅費規程」により旅費を支給するが、謝金を支給する場合は日当を支給しないものとする。

(謝金の支給方法)

第 5 条 謝金は原則として依頼用務が完了したとききに、現金で支給する。

- 2 謝金を支給する場合は、所得税法に定めるところにより所得税を源泉徴収する。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 14 日一部改正）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(別表)

等級	適用基準	1時間当たりの講師謝金
1	大学学長等	8,900
2	大学教授・開業医等	7,600
3	大学准教授、県の部長、市の三役・教育長、公立医等	5,200
4	大学講師、県の課長、市の部長、学校長等	4,150
5	大学助教・助手、県の課長補佐、市の課長、副校長・教頭、資格特殊技能を有する者（職としている）等	3,350
6	教諭等	3,000
7	その他（職としていない者）	2,750